

運 航 基 準

目 次

- 第1章 目 的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 船舶の航行

大 口 町

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、大口五条川遊覧船の運航に関する基準を明確にし、もって運航の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船頭は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地点付近の気象、水象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・水象 発航地点名	風速	水深	視程
大口町五条川遊覧船営業所	13m/s 以上	50cm 以下 135cm 以上	100m 以下

2 船頭は、発航前において、航行中に遭遇する気象・水象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速	13m/s 以上
----	----------

3 船頭は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船頭は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更等の適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその五条川の様子は、次に掲げるとおりである。

風速	13m/s 以上
(船首尾方向の風を除く)	

3 船頭は、航行中、周囲の気象、水象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的地点への航行の継続を中止し、反転又は避泊の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により帰航地への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速 13m/s 以上	水深 50cm 以下 135cm 以上
-------------	------------------------

4 船頭は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、その時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路の安全な場所への着岸又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	100m 以下
----	---------

(着岸の可否判断)

第4条 船頭は、発着場（着岸付近）の気象、水象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、着岸を中止し、適宜の場所への停船又は発着場の変更その他の適切な措置をとらなければならない。

気象・水象 発航地点名	風 速	視 程
大口町五条川遊覧船営業所	13m/s 以上	100m 以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の2 運航管理者及び船頭は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を運航日報に記録するものとする。運航中止基準に達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。記録は適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(運航基準図等)

第5条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 基準経路（発着場の位置、針路、変針点等）
- (2) 地形、水深、水流等から、航行上、特に留意すべき箇所
- (3) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船頭は、基準経路、その他必要と認める事項を常用航路図に記入して運航の参考に資するものとする。

(基準経路)

第6条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用基準経路とする。

2 基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

名 称	使用基準
常用基準経路	遊覧船（五条川棧橋発場～棧橋着場）

(速力基準等)

第7条 速力基準は、航路一周を平均2.2ノットの速力で航行する。

2 船頭は、離着岸時、橋の通過時及び航路の旋回るときは、機関の発停、速力の増減を行わなければならない。

(基本航法)

第8条 船舶の基本航法は、次のとおりとする。

- (1) 原則として、有効航路の中心を航行しなければならない。
- (2) 他の船舶と並行して航行し、又は他の船舶を追い越してはならない。
- (3) 対向する船舶がある場合は、相手船舶の右側を航行し通過しなければならない。

(特定航法)

第9条 発着場の出航及び帰航の航法は、次のとおり行わなければならない。

(1) 五条川棧橋発着場

- ① 五条川の航路は、一方方向で運航し、陸上作業員の指示で、着岸しなければならない。

(通常連絡等)

第10条 船頭は、五条川棧橋発着場において、運航管理者に次の(1)の事項を連絡しなければならない。

(1) 連絡事項

- ① 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ② その他運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船頭に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第 11 条 船頭と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

区分	連絡先	連絡方法
通常の場合	五条川栈橋発着場	船舶携帯電話
緊急の場合	五条川栈橋発着場	船舶携帯電話

(機器点検)

第 12 条 船頭は着岸前、栈橋手前 30m の着岸地の状況に応じ安全な水域において、機関の後進（C P P の場合は翼角動作）、舵等の点検を実施する。一日に何度も着岸を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第 13 条 船頭及び運行管理者は、基準航路に関して協議を行った場合は、その内容を運行日報に記録するものとする。